

# コロンビア法務レポート：会社監督局の概要

(2018年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 **Asesores Legales y Tributarios** に作成委託し、2018年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび **Asesores Legales y Tributarios** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Asesores Legales y Tributarios** が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ボゴタ事務所  
E-mail：CBO@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

1. 検査、監視、管理.....	1
1.1 検査.....	1
1.2 監視.....	1
1.2.1 対象.....	1
1.2.2 義務.....	2
1.2.3 制裁.....	2
1.2.4 監視期間.....	2
1.3 管理.....	2
2. 司法手続き.....	3

## 会社監督局の概要

会社監督局（Superintendencia de Sociedades）は、商工観光省（Ministerio de Comercio, Industria y Turismo）の附属機関として、主に会社の検査、監視、管理および株主同士の紛争解決、経営責任者の責任追及などの司法手続きを行う。会社が重大な法令違反を犯したり、不正会計処理を行ったりした場合、または会社の経営状況が危機的状況に陥った場合など、会社監督局の監視・管理の対象となる。

### 1. 検査、監視、管理

#### 1.1 検査

銀行監督局の監視下に置かれていない、あらゆる会社に対し、法的立場、財政状況、経済状況、管理状況の検査を必要に応じて実施する（1995年法律第222号83条）。

#### 1.2 監視

その他の監督局の監視下に置かれていない会社に対し、組織や機能、事業の展開において、法律および条令を遵守しているか監視を行う（1995年法律第222号84条）。

##### 1.2.1 対象

会社が次のいずれかに該当する場合、監視の対象となる。

- (ア) 役員の職権濫用や、重大および反復的な法律・法令違反
- (イ) 公衆、会社監督局、あらゆる政府機関に対する、虚偽の情報提供
- (ウ) 法令に従わない会計処理
- (エ) 事業目的外の事業実施

また、会社が次のいずれかに該当する場合も、会社監督局の監視の対象となる（2015年法令第1074号2.2.2.1.1.2条）。

- (ア) 対外債務額が会社資産額を上回る場合
- (イ) 費用が営業利益の50%を上回る場合
- (ウ) 損失により、純資産が株式の70%を下回る場合
- (エ) 営業活動によるキャッシュフローがマイナスの場合

### 1.2.2 義務

上記事態の発生が確認された場合、会社は事態発生から15日以内に会社監督局へ報告を行う義務がある。監視対象となった会社は毎年、会社監督局へバランスシートを提出しなければならない、監視手数料の支払いが義務付けられる。定款変更にあたっては、会社監督局の承認が必要となる。

### 1.2.3 制裁

会社監督局へ対象事案の報告を怠った場合、最低月額賃金の200倍（1億5,624万8,400ペソ、約624万9,936円）の罰金が科される。

### 1.2.4 監視期間

会社監督局による監視は、上記事態が発生した会計年度翌年4月の第1営業日に始まり1年間続く。監視終了時点で上記事態が解消されていない場合、さらに監視が1年延長される。

## 1.3 管理

その他の監督局の監視下に置かれていない、法的、経済的、経営的に危機的状況に陥っている会社の状況を改善するために、次の必要な是正措置を取る（1995年法律第222号85条）。

- (ア) 会社監督局の管理下に置かれる原因となった状況を改善するための、計画やプログラムの推進。
- (イ) 定款改正の厳格化を承認。
- (ウ) 株式発行の承認および、それが法律または対応する規則に従って実行されているかの確認。
- (エ) 不正があった場合、それにかかわる管理者、監査役、従業員などの解雇を指示する。
- (オ) 特別な視察を行い、確認された事実に従って必要な指示を与える。
- (カ) 債務不履行な状態にあるかどうかにかかわらず、会社へ破産手続きを促す。
- (キ) 拠出金の評価額を承認する。

## 2. 司法手続き

会社監督局は、すべての会社、個人事業主、外国企業の支店に対し、以下の司法手続きを行う権利を要する。

- ・ 会社清算
- ・ 事業再生
- ・ 特別手続き
  - (ア) 株主間協定の遵守や、契約で合意された義務の履行に関する紛争の解決
  - (イ) 企業間、株主間、企業と株主間、取締役と株主間の紛争解決
  - (ウ) 株主総会や役員会の議事録に関する紛争の解決
  - (エ) 不正行為の無効宣言および対象企業の法人格の解除
  - (オ) 株主による議決権の濫用的な行使の制限
  - (カ) 経営者、株主、清算人の責任追及
  - (キ) 紛争解決のための専門家指名
  - (ク) 会社の解散理由の不一致に関する紛争の解決
  - (ケ) 株主総会や取締役会の決議事項への反対
  - (コ) 会社再生への反対